

磐田市現場代理人常駐義務取扱の運用について

(目的)

第1条 この運用は、磐田市建設工事執行規則（平成17年磐田市規則第33号）第22条第3項及び磐田市建設工事請負契約約款（平成17年施行）第10条第3項に規定する現場代理人の常駐について、解釈を明確にし、その取扱いを定めることにより、適切な運用を図ることを目的とする。

(常駐義務を緩和する場合の判断基準)

第2条 磐田市（以下、「市」という。）発注工事において常駐義務を緩和する場合は、原則、次の判断基準によるものとする。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することができる。

(2) 前号のほか、工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでない場合で、次のア及びイを満たす場合は、常駐義務を緩和することができる。

ア 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取ることができること。

イ 現場代理人が工事現場を離れる場合は、工事現場に連絡員等を設置し、携帯電話等で常に連絡が可能であること。

(※携帯電話の通話ができない区域の工事現場においては、近傍の現場事務所等に固定電話を設置していること。)

(他の工事の現場代理人との兼任を認める場合の判断基準)

第3条 次の要件を満たし、市の承認を受けた場合は、他の工事の現場代理人との兼任を認め現場代理人の常駐義務を緩和する。市発注工事において兼任を認める場合は、原則、次の(1)、(2)、(3)のいずれかの場合とする。

なお、いずれの場合も、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないこと及び市発注工事と市以外の機関の発注工事間で現場代理人を兼任する場合において、判断基準をすべて満たす場合であっても、市以外の機関の規定等により兼任が認められない場合があることに注意すること。

(1) 工事1件の請負代金の額（税込）が4,500万円（建築一式工事にあっては9,000万円）未満の場合（兼任しようとする他の工事の請負代金の額も4,500万円（建築一式工事にあっては9,000万円）未満）は、次のア

からエのすべてを満たしていること。

ア 兼任できる工事件数は、原則 3 件までとする。

イ 工事現場間の移動距離は、最も遠い工事現場間の直線距離で 20 km 以内であること。

ウ 市以外の機関の発注工事と兼任する場合は、その発注機関が兼任を承認していること。

エ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

- (2) 工事 1 件の請負代金の額（税込）が 4,500 万円（建築一式工事にあつては 9,000 万円）以上の場合（兼任しようとする他の工事の請負代金の額は問わない。）は、次のアからオのすべてを満たしていること。

ア 兼任できる工事件数は、原則 2 件までとする。

イ 当該工事現場から他の当該工事現場までの移動距離が直線距離で 10 km 以内であること。

ウ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。

※ 相互に調整を要する工事とは、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含むものとする。

エ 市以外の機関の発注工事と兼任する場合は、その発注機関が兼任を承認していること。

オ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

- (3) 当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結し、複数の工事を同一とみなされる工事で、次のアからウを満たしていること。

ア 契約工期が重複する複数の請負契約に係る工事であること。

イ それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの。

ウ 市以外の機関の発注工事と兼任する場合は、その発注機関が兼任を承認していること。

※ 変更契約を行う場合は、変更契約後の請負代金の額（税込）による区分の判断基準により、改めて兼任可否の判断を行うこと。

（現場代理人の兼任申請）

第 4 条 現在施工中の工事と新規落札工事の兼務を希望する場合は、新規落札工事の契約後、同時期に落札した 2 つの新規工事で兼務を希望する場合は、新規落札工事の契約後に現場代理人兼務申請書（様式第 1 号）を提出するこ

と。

- 2 市以外の機関の発注工事と兼任する場合は、その発注機関が兼任を承認していることを確認出来る書類の写しを添付又は後日提出すること。確認が出来ない場合は兼務を承認しない。承認済みの場合は様式3号により取り消すものとする。
- 3 発注者が申請書を受理したときは、速やかに「現場代理人兼務承認通知書（様式第2号）又は現場代理人兼務否認通知書（様式第3号）により兼務の可否等を通知すること。

（入札公告、指名通知書等への記載）

第5条 現場代理人の常駐義務の緩和及び兼任は、原則、本運用によるものとし、入札公告、指名通知書等への記載は行わないものとする。

附 則

この運用は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和7年2月1日から施行する。

(様式第1号)

現場代理人の兼務申請書

年 月 日

(あて先)

磐田市長 ○○○○

受注者
住所
氏名

磐田市発注の下記工事に係る現場代理人を兼務配置したいので申請します。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

記

現場代理人氏名		
連絡先		
【工事1】 (施工中の工事 又は兼務する工事) 請負金額(税込) ¥	工事名	年度
	施工箇所	磐田市 地内
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	発注機関名	
【工事2】 (兼務する工事) 請負金額(税込) ¥	発注機関名	
	工事名	年度
	施工箇所	地内
	工期	年 月 日 年 月 日
	工事1からの直線 距離及び所要時間	約 km (約 分)
【工事3】 (兼務する工事) 請負金額(税込) ¥	発注機関名	
	工事名	年度
	施工箇所	地内
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	工事1からの直線 距離及び所要時間	約 km (約 分)
	工事2からの直線 距離及び所要時間	約 km (約 分)

(様式第 2 号)

現場代理人の兼務承認通知書

年 月 日

受注者 様

磐田市長

磐田市発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事と兼務することを承認します。

記

1 兼務を承認する工事

受注者名	
現場代理人氏名	
兼務を承認する工事 【工事 1】	
工事 1 の現場代理人と 兼務を承認する他の工事 【工事 2】	
工事 1 及び 2 の現場代理人 と兼務を承認する他の工事 【工事 3】	

2 条件

- (1) 磐田市以外の機関の発注工事と兼任する場合は、その発注機関が兼任を承認していることを確認出来る書類の写しを添付又は後日提出すること。確認が出来ない場合は兼務を承認しない。承認済みの場合は様式 3 号により取り消すものとする。
- (2) 現場代理人は、発注者及び工事現場の連絡員等と、連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。
- (3) 現場代理人は、兼任する工事のいずれかに常駐するものとする。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

(様式第 3 号)

現場代理人の兼務否認通知書

年 月 日

受注者 様

磐田市長

年 月 日付で申請があった現場代理人の兼任は、下記の理由により否認します。

記

受注者名	
現場代理人氏名	
兼務を否認する工事名 【工事 1】	
理由	
工事 1 と現場代理人の兼務を否認 する他の工事 【工事 2】	
理由	
工事 1 及び 2 と現場代理人の兼務 を否認する他の工事 【工事 3】	
理由	